

議案第 9 号

おいらせ町特別会計条例の一部を改正する条例について

おいらせ町特別会計条例（平成18年おいらせ町条例第51号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年 3 月 2 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

洋光台団地内の土地を取得するために設けられていたおいらせ町公共用地取得事業特別会計について、平成29年3月で町債の償還が終了し事業費が縮小することから、当該会計を廃止するため提案するものである。

おいらせ町特別会計条例の一部を改正する条例

おいらせ町特別会計条例(平成18年おいらせ町条例第51号)の一部を次のように改正する。

第1条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 おいらせ町公共用地取得事業特別会計の平成28年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。

3 おいらせ町公共用地取得事業特別会計廃止の際、この会計に属する資産及び決算上の剰余又は不足若しくは権利義務は、これをおいらせ町一般会計に帰属させるものとする。